

石綿対策説明会

法令遵守と現場実務をつなぐ

入場無料

日時

8月26日（水）14：00～16：00

形式

会場開催＋ZOOMのハイブリッド開催

埼玉労働局雇用保険説明会場＋オンライン
(埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシスタワー14階)



内容

行政からの説明

- ・労働安全衛生関係法令について
- ・大気汚染防止関係法令について

特別講演

「レベル2・3の石綿対策工事の提案」

姫野 賢一郎 氏

講師

一般社団法人日本石綿対策技術協会 理事長

- ・元鹿島建設株式会社 東京建築支店アスベスト対策グループ
グループ長※アスベスト現場監理業務に従事
- ・アスベストコンサルタント会社（As-C姫野）代表
※様々なアスベスト工事の施工計画、トラブルの対策や改善の業務に携わる
- ・アスベスト研究会 顧問



申込

- ① 下の聴講方法（会場又はオンライン）の二次元バーコードから受付サイトへアクセス
- ② 「申込画面ページ」が表示されるので、必要事項を入力し、「この内容で申し込む」を選択
- ③ 「申込完了メール」が送信され、登録したメールアドレスに招待状が届きます
- ④ オンラインでの申し込みの場合、届いたURL（ZOOMウェビナー）にアクセスし、必要事項を記入し登録すると、IDとパスワードが届きます



会場申込



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」



埼玉県マスコット
「コバトン」

厚生労働省

埼玉労働局



彩の国
埼玉県



オンライン申込

石綿対策についての情報

石綿障害予防規則に基づく解体・改修作業時のポイント（作業者向け）

石綿障害予防規則に基づく解体・改修作業時のポイント（作業者向け）

法令で定められた措置内容が10ページにまとめられています。



建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和8年2月改定）

厚生労働省、環境省が作成しているマニュアルで、各法令の解説等が記されています。

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

令和8年3月
（令和8年2月改定）

厚生労働省労働安全衛生部・令和8年度労務課
環境省水・大気環境政策官課

石綿対策は「皆さま」に関わる問題です（発注者・オーナー向け）〔令和6年（2024年）度版〕

建築物等の解体・改修工事の発注者となる方（オーナーなど）に向けて、石綿対策の必要性をお伝えするためのリーフレットです。



一部工作物の解体・改修・メンテナンス等の工事に当たっては工作物石綿事前調査者による事前調査が必要です！〔令和7年（2025年）度版〕

令和8年1月1日以降着工の工事から、特定工作物の石綿事前調査についても、有資格者による調査が義務化されています。



石綿（アスベスト）の事前調査は施工業者（元請事業者）が必ず行う必要があります！〔令和6年（2024年）度版〕

リーフレット裏面に工事・作業別の規制内容早見表を掲載しています。



石綿（アスベスト）に関する県民の皆様向けの情報（埼玉県HP）

最新の法改正等を踏まえたYoutube（限定公開）上の説明会の案内等を行っています。



石綿使用建築物等の解体等工事に係る関係法令説明会受講申込（埼玉県電子申請・届出サービス）

上記で紹介したYoutube（限定公開）上の説明会の申込窓口です。



フロン類の適正管理・回収等に関するページ（埼玉県HP）

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器等の使い方・捨て方の案内等を行っています。

